第三号様式中「㊞」を削り、同様式記載上の注意中２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

第四号様式中「㊞」を削る。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の九の次に次の一条を加える。

（氏名の記載）

第二条の十　この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第一号様式記載上の注意(2)中「(有価証券通知書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」を削る。

第二号様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」を削り、同記載上の注意(3)中「(法第27条の30の５第１項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削り、同記載上の注意(6)ｂ中「届出書」を「有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。)」に改める。

第三号様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券報告書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」を削る。

第四号様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券報告書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」を削る。

第五号様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」を削る。

第六号様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の５第１項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」を削り、同記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を削る。

第七号様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の５第１項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」を削り、同記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第八号様式記載上の注意(1)中「(法第27条の30の５第１項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」を削り、同記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の九の次に次の一条を加える。

（氏名の記載）

第二条の十　この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第十七条の五第一項中「ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」を削る。

第一号様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3)　代表者の役職氏名

会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

第一号様式記載上の注意(4)ｅ中「通知書」を「有価証券通知書（以下この様式において「通知書」という。)」に改める。

第二号様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3)　代表者の役職氏名

会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

第二号の五様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3)　代表者の役職氏名

会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

第三号様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3)　削除

第三号の二様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3)　削除

第四号の二様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3)　削除

第四号の二様式記載上の注意(4)中「法第27条の30の５第１項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて最高財務責任者が自署し、かつ、自己の印を押印すること。」を削る。

第四号の三様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3)　削除

第五号様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3)　削除

第五号の二様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3)　削除

第五号の三様式記載上の注意(2)を次のように改める。

(2)　削除

第七号様式記載上の注意(4)中「(法第27条の30の５第１項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第八号様式記載上の注意(4)中「(法第27条の30の５第１項の規定により報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第九号の二様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3)　削除

第九号の二様式記載上の注意(4)中「法第27条の30の５第１項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて最高財務責任者が署名すること。」を削り、同記載上の注意(5)中「(法第27条の30の５第１項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代理人の氏名又は名称の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第九号の三様式記載上の注意(4)中「(法第27条の30の５第１項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。